

平成31年4月から、福祉医療制度が一部変 わります。入院時食事療養費について助成を 受けるためには、医療機関の窓口で「標準負担 額減額認定証(以下、「減額認定証」)」の提示が必 要になります。

※一定の所得があるなど減額認定証をお持ち でない人は自己負担が発生します

障害年金1級程度の障害で年

療育手帳A・B

(B中)、

害者手帳1・2級、

障害年金1

県内・県外を問わず医療機関

運営していくためです。

成します 外で、 担となります。 関の窓口に提示した場合のみ助 次のような場合は、 入院時 の食事代は自己負

▽減額認定証の提示忘れ 助成対象

限度額適用認定証と兼ねて

▽減額認定証を申請し

たが間に

### 変更点 を受給することができない人)。 変更となる時期

## 平成31年4月から。

院の際に「減額認定証」を医療機 に入院したときの食事代は、

減額認定証とは? 医療機関の窓口で提示するこ

税非課税世帯の人が対象となり減額されるものです。主に住民 医療費の自己負担限度額を 入院時に支払う食事

減額認定証(見本)									
		保険	限則	度額適用	· 標	準負:	担額減	額認定	定証
				効 期 限 寸年月日	年年	月月			
		<b>検 者</b> ・ 番							
世	住		所						
帯主	氏		名						
対適用象・	氏		名						男·女
系 税 者額		生年月	日						
有	効	期	限						
適	用	X	分						
長期入院該当年月日					年	月	日	交付 者印	
交代保	オ 者 印 険 ・・	の 4 並 で 者 番	名義に号						

# (医療

減額認定証は

どこでもらうの?

お持ちの皆さま

問い合わせ

市民課国保年金係☎内線3132

対象者

心身障害者

療受給資

格

のピン

▽後から減額認定証を申請した が交付されなかった 一定の所得があり減額認定証 合わず提示できなかった

## なぜ制度が変わるの?

福祉医療受給資格者証を持つ いる重度心身障害者(身体障

持続可能な制度として安定的に 福祉医療制度を将来にわたって 医療費が増え続ける状況の中、 性を図るためです。もう1つは、 されている人との食事代の公平 いる人と在宅・介護施設で療養 いく中、医療機関に入院されて つは、 理由は大きく2つあります 在宅での療養を進めて

> る場合は、 載されています。 低所得者Ⅱ 侍者Ⅱのいず 区分がオ、 いず られかが記 低所得者

ことがあります。 の保険者が発行 てください。 ら手元に届くまで時間がかかる ■国民健康保険と後期高齢者医 療保険の人 します。 早めに申請し 申請か

証と印鑑を持参してください 市役所で申請できます。 保険

■職場の健康保険の人

または保険者への申請

以降に支給します。 続きいただくことにより、 管してください。後日、 を立て替え払いし、 成を受けられます。 定証を窓口に提示してい 領収書を保 自己負担分 市で手

※非課税証明書は、 県外医療機関の入院 意ください 県外の医療機関でも、 の被保険者の 給資格者ではなく、 ものです。 福祉医療受 医療保険 減額認 れば助 ご注

保険証に記載してあるご加入

保険者の「非課税証明書」を添え る必要があります。 申請には市役所で発行す

### 期別

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	本算定(7月)								

ます

### 平成31年度の 国民健康保険税 についてのお知らせ

問い合わせ 市民課国保年金係☎内線3131・3133

特別会計の収支状況、

議を重ねてきた結果、

てお知らせします。

担っており、

市では、

平成30年

保険制度です。

国民健康保険(国保)は、

### (表1)国保税の税率

算していましたが、平成31年定)の年2回に分けて税額を計

まで4月(仮算定)と7 たは口座振替)は、

·月(本算

国保税の普通徴収(納付書ま

平成30年

度から仮算定を廃止し、

定のみとします。

区分	医療	分	後期式	5援分	介護分		
<b>上</b> 刀	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	
所得割	6.20%	6.80%	2.20%	2.40%	1.80%	2.10%	
資産割	21.00%	廃止	6.80%	廃止	6.70%	廃山	
均等割 (1人当たり)	26,200円	24,100円	9,400円	8,700円	10,700円	10,700F	
平等割 (1世帯当たり)	24,000円	22,000円	8,000円	7,300円	6,600円	6,600F	

仮算定を廃止します 普通徴収の

ました。(表1)

については「所得割」の上昇を

産割」を廃止し、その他の税率

抑制しながら「均等割」および 「平等割」を減額することとし

国保税の 国保税の算定方式のうち「資 税率を改正します

ます

改正を行うこととなりましたので、 平成31年度から国民健康保険税 また県内の動向などを考慮し協 その 内容に 0

の皆さんの国保税と公費を財源に成り立っている医療心して医療機関を利用することができるよう、加入者 県が示した標準保険料率や国民健康保険 度から群馬県と共に国 病気やけがをしたときに安 保 0 運営を ○1年間の保険税額は変わりま

## が変更はありません については、偶数月に支給さ については、偶数月に支給さ ◆仮算定廃止による影響◆

○保険税額が分かりやすくなり 税額には影響ありません。 額は増えますが、 に減るため、 せん 納付回数が年間12回から9回 1回当たりの納付 1年間の保険

定の差し引きがなくなるため、 れまで行っていた仮算定と本算 算定の1回のみとなります。 年度ごとの保険税の決定が本

○納税通知書の発送が年1回に なります

計算内容が分かりやすくなりま

ていた納税通知書が、7月の 4月と7月 の年2回お送り

期間中に国保を脱退したときな が大幅に減った場合や、 ○税金の納め過ぎ(還付)が減り 回のみになります。 前々年 と比べ 前年 仮算定 の所得

どにある国保税の納め過ぎがな

### (表2)国保税の納期 [改正

止前]平成303	年度まで												
期別	1期	2期	3期		4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期
納期	4月	5月	6月		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納税通知書	仮算定(4月)				本算定(7月)								
期(4円)から2期(6円)を仮管ウレース前午度の国保税の12分の2を納付してたらい 4期(7円)以降は前午の配得も													

※1期(4月)から3期(6月)を仮算定として前年度の国保税の12分の3を納付してもらい、4期(7月)以降は前年の所 ら改めて税額を計算し、仮算定との差額を引いた上で、残りを9回に分けて納付してもらっていました

「改正後]平成31年度から

納税通知書	廃止	本算定(
※仮算定を廃止し	し、本算定として7月に税	額を計算し9回に分けて納付してもらいま